

一般社団法人日本スクエアダンス協会中四国統括支部規約

制定 平成26年5月17日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、一般社団法人日本スクエアダンス協会（以下「協会」という。）の定款に定めるもののほか一般社団法人日本スクエアダンス協会中四国統括支部（以下「本統括支部」という。）に関し必要な事項を定める。

(所管地域)

第2条 本統括支部の所管する地域は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県および高知県とする。

(事務局)

第3条 本統括支部の事務局は、統括支部長の指定する場所に置く。

(目的)

第4条 本統括支部は、協会の定款第4条に定める目的を達成するため、地方公共団体及び関連諸団体との連絡・協調を図り、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 本統括支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 所管内の単位団体との連携・協力及び調整
- (2) 所管内の地方公共団体・関連諸団体等との連絡・協力
- (3) 所管内におけるスクエアダンス（ラウンドダンスを含む。以下同じ。）の広報
- (4) 所管内のスクエアダンス愛好者の資質向上及び指導者・団体等の育成
- (5) 所管内のスクエアダンス愛好者相互及び地域住民との交流
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 役員

(役員)

第6条 本統括支部に、次の役員を置く。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 統括支部長（協会理事候補） | 1名 |
| (2) 副支部長 | 1名 |
| (3) 総務委員 | 若干名 |
| (4) 監事 | 1名 |
| (5) 会計 | 1名 |

(選出)

第7条 各県スクエアダンス連絡協議会（以下「県連」という。）は、協会の幹事の中から総務委員1名（県連の会員が100名を超える場合は、100名を超えるごとに1名を追加）を選出し、統括支部幹事会の承認を得る。

- 2 統括支部長及び副支部長は総務委員の中から互選し、統括支部幹事会の承認を得る。
- 3 監事は、統括支部幹事会で選出する。

4 会計は、統括支部長が委嘱する。

(職務)

第8条 統括支部長は、本統括支部を代表し、業務を総理するとともに協会の理事候補となる。

2 副支部長は統括支部長を補佐し、統括支部長に事故があるとき、その職務を代理する。なお、統括支部長が協会の代表理事に選任されたときは、新たに協会の理事候補となり、統括支部長となる。

3 総務委員は、統括支部長を補佐し、支部内の運営にあたりるとともに、総務委員会の構成員となる。

4 監事は、本統括支部の業務及び会計を監査する。

5 会計は、本統括支部内の会計業務を行う。

(任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、欠員を補充することとし、任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 本統括支部の会議は、統括支部幹事会及び総務委員会とする。

(統括支部幹事会)

第11条 統括支部幹事会は、本統括支部管内の幹事をもって構成し、少なくとも毎年1回、統括支部長が招集する。

2 統括支部幹事会の議長は、統括支部長が行う。

3 統括支部長が必要と認めるときは、臨時に統括支部幹事会を開くことができる。ただし、幹事の3分の1以上から会議に付すべき事項を示し、統括支部幹事会の招集を請求されたとき統括支部長は、統括支部幹事会を招集しなければならない。

4 統括支部幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 県連が選出した役員、統括支部長及び副支部長の承認並びに監事の選任

(4) この規約の改廃に関する事項

(5) その他統括支部長が必要と認める事項

(会議の成立)

第12条 統括支部幹事会は、幹事の過半数の出席をもって成立する。

2 幹事が出席できない場合は、同じ県連の幹事又は普通会員が幹事代理として出席し、幹事と同様の議決権を行使することができる。

3 幹事及び幹事代理が出席できない場合は、委任状により議決権を行使することができる。

(議決)

第13条 議決は、出席幹事の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総務委員会)

第14条 総務委員会は、役員をもって構成し、必要の都度統括支部長が招集し、議長は統括支部長が行う。

2 総務委員会は、本統括支部全般における業務の執行に関する事項及び統括支部幹事会に付議する事項を審議する。

- 3 本統括支部の事業を推進するために必要があるときは、総務委員会の議決により部会を設けることができる。部会の構成員は、総務委員会で定める。

第4章 会計

(経理)

第15条 本統括支部の経費は、協会地域普及事業費、本統括支部事業費、寄付金、その他の費用をもって充てる。

(会計年度)

第16条 本統括支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第5章 雑則

(規約の改定)

第17条 この規約は、議決権を行使できる幹事の過半数が出席し、出席した幹事の4分の3以上の議決をもって変更する事が出来る。

第18条 統括支部長は、この規約を改定したときは、速やかに協会に報告する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、本統括支部の運営に関し必要な事項は統括支部長が別に定める。

附則

この規約は、平成26年5月17日から施行する。

2021年4月11日一部改訂